

雪印メグミルク(株)における環境保全活動の例

2013年4月25日

日本CSR普及協会・環境専門委員会委員

弁護士 島田浩樹

1 会社の概要

雪印メグミルクは、牛乳、乳製品及びその他の食品の製造・販売等を行う総合乳業メーカーです。

前身は、北海道における大正時代の創業に遡る雪印乳業、農協系乳業メーカーであり我が国初の成分無調整牛乳「農協牛乳」を発売した全国農協直販（全農系）、同じく農協系乳業メーカーであるジャパンミルクネット（全酪連系）です。数度の企業再編を経て、平成23年に現在の新生「雪印メグミルク」となりました。

平成23年度の、我が国の市場におけるシェア（同社調べ）は、牛乳8.2%、乳飲料28.1%、ヨーグルト11.6%（以上、金額ベース）、バター36.2%、マーガリン33.0%、チーズ18.5%（以上、重量ベース）です。

2 乳業メーカーと地球環境

雪印メグミルクは、かつて生産者（酪農家）の団体が事業をスタートさせたという歴史を有し、現在も酪農を重要な基盤として事業を行っています。

酪農は、元々「乳牛が牧草を食べて乳を出し、牛糞が質のよい肥料になり、そこから牧草が育つ」という地球に優しい循環型農業ですが、同社においては、酪農の基盤でもある地球環境の保全そして持続可能な社会の構築に更に積極的に貢献するため、様々な取り組みを行っています。

このうち、乳業メーカーらしいと思われる一部を御紹介します。

3 取り組みの例

(1) 容器の軽量化

乳製品の容器は最終的に廃棄物になることが多く、包装資材の軽量化は省資源や廃棄物削減に大きく寄与します。このため、ヨーグルトカップ等の容器の軽量化（肉薄化）を推進しています。

また、宅配用の牛乳等で用いられるリターナブルびん（それ自体、繰り返して使用されることにより製造・輸送時の省資源・省エネルギー・CO₂ 排出量の削減等に寄与するものです）に樹脂コートびんを採用することにより、裸のガラスと比較して傷が付きにくく強度の劣化が少なくなり、以前よりも長い期間（回数）繰り返して使用することができるようになりますとともに、軽量化も実現しています。

(2) 紙容器化

環境負荷低減の観点から、プラスチック容器から紙容器への転換にも取り組んでいます。

紙パックは各種飲料用容器の中で環境負荷が相対的に低く、リサイクルが行われることによって更に環境負荷を低下させることができます。

(3) 紙パックへの啓発表示

製造工場から排出される廃棄物については、平成23年度におけるリサイクル率98.4%とゼロエミッション（リサイクル率98%以上）を達成していますが、製品が消費者に販売され消費された後における紙パックのリサイクル促進についても、啓発活動を積極的に行っています。

牛乳等の紙パック（主に北欧やアメリカで計画植林された針葉樹の間伐材や製材から出る端材を原料に作られています。衛生面や強度の観点から上質なバージンパルプが使用されており、リサイクルに非常に適しています）に「森林の恵みから生まれた紙パック」「みんなでのんだらリサイクル」等の環境メッセージを掲載しています。

また、紙パックの注ぎ口の反対側に、解体すると「リサイクルありがとう」という文字が現れるデザインを取り入れています。「リサイクルしていただいた皆様にちょっとした楽しみと喜びを感じていただきたい」という思いによるものということです。

牛乳（1リットル）の紙パック6枚がトイレットペーパー1個に生まれ変わります。皆様も是非「洗って、開いて、乾かして」のリサイクルに御協力ください。

(4) 燃料転換（ガス化）等

各工場において段階的に主要燃料を重油から天然ガスに変更しています。この燃料転換により、CO₂ 排出量が大幅に削減されています。現在、21工場のうち14工場燃料転換が完了しています。

また、燃料を効率的に利用するため、自家発電時の廃熱を牛乳の殺菌等の熱源として回収するコージェネレーション設備も導入しています。

平成23年度のCO₂ 排出量は前年比95.0%、エネルギー使用量は前年比96.

9%となっており、いずれも更なる削減に取り組んでいます。

(5) 水回収

乳製品等の製造には大量の水を使用しますが、殺菌した牛乳を冷却するための熱交換に使用した綺麗な水をタンクに貯めて商品運搬用ケースの予備洗浄等に二次利用したり、排水処理場で処理した綺麗な水をポンプ冷却水等の食品衛生に影響のない箇所で二次利用する等、再利用可能な水回収を進め、水資源の有効活用に務めています。

(6) モーダルシフト

トラック輸送から鉄道・船舶輸送へのモーダルシフト（より環境負荷の小さい輸送手段への切り替え）を進めています。これにより、①CO₂排出量の削減、②エネルギー使用量の削減、③輸送トラック削減による騒音の削減等が図られています。

4 CSRの観点から

CSRとは、Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略です。企業の事業活動の規模は大きく、そのステークホルダー（利害関係者）ないし社会への影響力も大きなものであることに鑑み、企業はステークホルダーないし社会に対して一定の責任を果たすべきであると考えられているものです。

誤解されていることも多いのですが、CSRは、「本業で余ったカネを慈善事業に寄付すること」とは異なります。上述のように、企業の事業活動の規模が大きく、ステークホルダー（利害関係者）ないし社会への影響力も大きなものであることに鑑みてのCSRですから、CSRは、基本的に、企業の事業活動に統合され、本業との関係で行われるべきものです。

雪印メグミルクにおける3のような取り組みは、まさに企業の事業活動に統合され、本業との関係において行われているCSR活動といえます。

5 環境関連法令における責務規定・努力義務規定との関係

3のような取り組みは、本稿末尾に列挙したような各種環境関連法令における事業者の責務規定や努力義務規定の定めを履行するものともいえます。

法的義務規定とは別に努力義務規定や責務規定が設けられているのは、法が法的義務規定の範囲（適用対象範囲一律の最低ライン）にとどまらない「上乘せ」（法的義務規定の基準よりも厳しい社内基準を定めること等）や「横出し」（法的義務規定の対象外の事項についても取り組みを行うもの）の、可能な範囲での自主的・積極的な取り組みを求めている。

いるものです（法的義務規定を遵守することは、刑事罰等によって強制されている、受働的・消極的なものに過ぎません）。

努力義務規定や責務規定も、国民代表機関たる国会で制定された法律や住民代表機関たる地方議会で制定された条例の規定です。文字どおり社会（国民、住民）からの要請です。決して「罰則等はないから無視して良い」ということにはなりません。それ故に、多くの企業は、努力義務規定や責務規定（環境関連法令におけるものには限られません）を受けた様々な取り組みを、CSRとして行っているのです。

皆様も、一度、自社における様々なCSRの取り組みを、各種法令における努力義務規定や責務規定との関係で整理してみてください。「法令に事業者の努力義務が定められているのに何の努力もしていない」といった分野がないか等も、チェックしてみてください。

以上

[環境基本法 8 条]

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

[循環型社会形成推進基本法 11 条]

- 1 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事

業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前項に定めるもののほか、製品、容器等であって、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うためには国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であるとともに、当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。

4 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

[廃棄物処理法3条2項]

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となっ

た場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

[資源有効利用促進法 4 条]

- 1 工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。
- 2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

[食品リサイクル法 4 条]

事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

[容器包装リサイクル法 4 条]

事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

[グリーン購入法 5 条]

事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

[エネルギー利用政策基本法 7 条]

事業者は、その事業活動に際しては、自主性及び創造性を発揮し、エネルギーの効率的な利用、エネルギーの安定的な供給並びに地域及び地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するエネルギーの需給に関する施

策に協力する責務を有する。

[省エネ法4条]

エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

[省エネ法58条]

荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。）は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置を適確に実施することにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

- 一 エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送方法を選択するための措置
- 二 定量で提供される輸送力の利用効率の向上のための措置

[地球温暖化対策推進法5条]

事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。